

春夏秋冬

緊急事態宣言が解除され約2カ月が経過したにも関わらず、歯科医療機関に患者が戻らない状況が続いている。患者の減少は経営悪化に直結する問題だ。地域住民の口腔の健康を支えるという公共的役割を果たすには、経営の安定が欠かせない。減収の補填を国の責任で実現させることが急務だ。

協会が会員に対して6月下旬に行ったアンケートでは、緊急事態宣言解除(5月21日)から1カ月を経ても、回答した会員の8割で昨年同時期と比べて患者数が減少していた。

コロナ禍の歯科の経営悪化
国の責任で減収補填を

その理由として、「定期検診の患者様が減少した」「リコールの患者様の来院がない」「予約を制限している」などの意見が示す通り、院内感染を心配する患者の受診手控えと医療機関側の診療自粛が続いている。

支払基金の2020年4月分の診療報酬の確定件数が明らかになり、対前年同月比で全国的平均では22・3%減、大阪では26・1%減だった。協会アンケートでは5月の患者数・保険収入とも協会が4月に行った調査と同水準の落ち込みを示しており、このままでは、4〜6月の3

カ月連続の減収は必至といえる。

医療機関の経営危機が叫ばれるなか、第2次補正予算では医療従事者等への慰労金や感染拡大防止等のための支援事業など、支援策が拡充されたことは評価できる。保団連や協会など医療団体の声が政治を動かした一定の成果だが、経営の安定化には程遠い内容だ。テナント事業者に対する家賃補助事業では、売り上げの減少幅に高い要件が課されるなど、十分とは言えない。

保団連・協会は前年度実績に基づく診療報酬の「概算払い」や支援金による減収分の補填などによる補償を国に求める署名に取り組んでいる。

国民皆保険制度のもと、保険医療機関には非営利で公益的な役割が要請されている。地域医療を守る矜持を胸に、声を上げよう。

論点

危ないスーパーシティ構想

そんな特区を使って政府が大々的に打ち出したのが「スーパーシティ構想」だ。2018年10月、「スーパーシティ構想の実現に向けた有識者懇談会(座長は竹中平蔵パンナグルー

2020年5月、新型コロナウイルス感染が拡大する中、「スーパーシティ法案(国家戦略特区法の改正案)」が国会で成立した。マスメディアではほとんど取り上げられず、国会論戦も深まらないままの可決だった。規制緩和ありきで安全性や責任の所在を軽視し、企業と行政の連携を推進するその構想とは…。NPO法人アジア太平洋資料センター共同代表・内田聖子氏に寄稿してもらった。

「スーパーシティ」とは、国家戦略特区制度のもと新たに設置される仕組みである。国家戦略特区は、加計学園問題で安倍首相の「お友達優遇特区」として広く知られるようになった。地方自治体の実態やニーズよりも官邸の意向ありきで立案され、各省庁を飛び越えたトップダウンで進められてきた。決定プロセスも透明性が低く、特定の委員やその関連企業など利害関係者の影響への疑いも強い。

個人情報も自治も軽視

NPO法人アジア太平洋資料センター共同代表・内田聖子

「スーパーシティ構想」とは、「人工知能(AI)やビッグデータを活用し、社

その事業の核となるのは、「データ」である。住民の個人情報に当たるものもあれば、本人が特定されないよう加工されたデータ、地理や交通量のデータなど多様なものが含まれる。これらを「データ連携基盤」というプラットフォームで一元化あるいは分散管理し、異なるサービス同士の連携で利便性を高めようとするものである。

例えば、ある人がスマホのアプリで病院の診療予約

をするだけで、自動的にタクシー会社から送迎タクシーが配車され、診療後にはドローンで薬が自宅に届く……という具合だ。確かに便利かもしれないが、国会審議でも懸念されたのは個人情報の扱いである。

スーパーシティでは行政(国・自治体)と企業が保有するそれぞれの情報の垣根を取り払って連携していくことになるため、安全性や管理方法、事件や事故の際の責任の所在など論点は尽きない。進められる規制緩和の内容について、住民が初期段階から意見を述べたり懸念を表明したりする機会には十分保障されておらず、地方議会の関与・承認も法律には位置づけられていない。住民自治や民主主義をないがしろにするという批判も生じた。

2020年大阪府交渉
新型コロナウイルス対策の充実等を求める要望内容(抜粋)

- ・「大阪都」構想の是非を問う住民投票をただちに中止し、新型コロナウイルス対策に人員と予算を注ぐこと
- ・国が支給する衛生材料を必要とするすべての保険医療機関に公平に配布すること
- ・PCR検査件数の抜本的拡大を図るためにも、保健所ならびに保健センターの機能を拡大・強化すること。医師が必要と判断した場合は速やかにPCR検査が実施できるようにすること
- ・歯科治療が必要な新型コロナウイルス感染者(疑いがある患者)の受け入れ機能・体制を拡充すること
- ・過度な受診手控えが起こればよう歯科受診の安全性・重要性を発信すること
- ・経済的な理由で受診抑制が起こればよう、医療費の減免制度を創設すること
- ・コロナ禍により減収した府内すべての医療機関および歯科技工所に対し、給付金等による支援を行うこと

理事会報告 19・20年度 第16回 (7/11)

【当面の課題、承認事項】

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策
 - ・国のフェイスガードやガウン、グローブの配布協力
 - ・歯科受診を促すポスターの作成
 - ・全ての医療機関への緊急財政措置を求める会員署名
 - ・新型コロナ対策を求める大阪府交渉
- (2) 患者・利用者負担増反対署名運動
 - ・「負担増ストップ」署名を12月末まで継続。目標2万筆
- (3) オンライン資格確認やマイナンバー保険証化に反対
 - ・7月25日付機関紙で危険性や問題点を知らせる
- (4) 「大阪都構想」住民投票を断念させる取り組み
 - ・「『大阪都』構想で医療・福祉はどう変わるのか」をテーマに9月12日(土)午後6時からM&Dホールで学習会を開催。

医院経営

転ばぬ先の法律相談

2020年1月15日に診療した分の一部負担金を窓口で未払いのまま、来院されなくなった患者さんがいます。どうしたらよいでしょうか?

(30代男性)

第6回 窓口負担が未払のままの患者 どう対応すれば?

請求権の時効期限に注意 事情踏まえ手段選択

歯科医師と患者との間の診療契約により、患者には診療報酬を支払う義務があります。保険診療における一部負担金も同じです。そこで、歯科医師は、患者に対していつでも診療報酬を請求する権利がありますが、消滅時効に注意が必要です。

改正民法が施行された2020年4月1日を境に、その前の診療契約及び診療行為に対する診療報酬請求権は3年で時効となり、5年で時効となります。つまり、15日を経過すると、患者さん(弁護士 宮本亜紀)



イラスト・辻井タカヒロ